

秋山晃一議員

第1 標題「国民健康保険税賦課徴収における子育て支援について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

議長の許可を得ましたので、6月定例会において一般質問を行います。今回の質問は第1 標題として「国民健康保険税賦課徴収における子育て支援について」、第2 標題として「地域交通政策について」第3 標題として「市長所信について」の3 点を質問します。

第1 標題国民健康保険税賦課徴収における子育て支援について、まず、第1 標題として、国民健康保険税賦課徴収における子育て支援について質問します。

国民健康保険税の賦課徴収の方法は、所得に応じてかけられる所得割、各世帯に定額でかかる平等割、そして被保険者の数に応じてかかってくる均等割です。この保険料賦課の仕組みのため、全国知事会も「加入者の所得は低いのに、保険料は公的医療保険で最も高い、これこそ国保の構造問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大問題である」と指摘しています。均等割、平等割がなくなれば、協会けんぽ並みの負担額に近づいていくことが出来ます。そのことを述べた上で、今回はこの均等割についてお聞きします。

この税は国民健康保険に加入している家族一人ひとりにかかる税ですので、当然、被保険者である家族の人数が多ければ多いほど税額は高くなることとなります。現在の制度では所得の全くない子どもにも課税され、低所得世帯には法定軽減が適用されるものの、子どもの数が多ければ多いほど国保税が高くなります。ちなみにわが市では子どもが一人増えるごとに33600円ずつ国保税は高くなります。つまり、それだけ家計を圧迫し経済的負担が増すこととなります。このような子育て支援と逆行するような課税のあり方は改められるべきです。この間、国民からの強い批判もあり、国は2022年度から、就学前の子どもの均等割を半額に軽減するしくみを導入しました。ただ、この措置は免除ではなく半減で、小、中、高校生には何の恩恵もないなど、根本的解決には程遠いものに過ぎません。全国知事会など地方団体は就学前児童の均等割減額にとどまらず、子どもの均等割問題の根本的解決を図ることを国に求めています。例えば昨年6月に出された全国市長会の「国民健康保険制度に関する重点提言」では、「子どもに係る均等保険料(税)を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽

減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を補充すること」と述べています。そのような方向性も見据えつつ、市の子育て支援策として、子どもの均等割の独自減免、あるいは多子世帯の国保税減免などを行って、この賦課徴収の仕組みを改善していくべきだと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか

以上のことを質問して、1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の国民健康保険税賦課徴収における子育て支援についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険は、被保険者の納める国民健康保険税で運営されており、病気やけがをした場合の医療費負担を少なくする助け合いの制度であることから、今後もきめ細かい保険事業を実施するため、国民健康保険税の賦課徴収につきましては、法令に基づき公平公正に行っていきたいと考えております。

国民健康保険税に関する減免等につきましては、市民生活部長をして答弁いたします。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の市民生活部長答弁

秋山晃一議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税における均等割は、法律で徴収することが義務づけられています。

昨年4月1日の法改正により、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度課税分から、6歳までの未就学児に係る均等割については、5割が軽減されているところであります。

秋山議員御発言のとおり、保険制度の公平性や子育て支援の観点から、収入のない子どもにまで国民健康保険税を課すことに対しては意見が出ておりますが、この問題は本市のみの課題ではなく、国民健康保険の制度的な課題であると認識しております。

秋山議員御質問の子どもに係る均等割及び3人以上の子どもがいる世帯への減免制度の創設につきましては、国に対し、全国市長会などあらゆる機会を通じて、必要な

財源を確保するとともに、減免の対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度の拡充を図るよう今後も強く要望してまいります。

また、平成 30 年度から始まった国民健康保険制度の都道府県広域化は、「都道府県と市町村が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営する」ことを目的としております。

加えて、広域化に伴い、山梨県と市町村が協議を行い策定した、山梨県国民健康保険運営方針においては、「被保険者の負担の公平性から、将来的には県内のどの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指す」とされており、本市独自の減免制度を設けることは広域化の主旨にそぐわないものであると考えております。

したがって、現時点では、子どもの均等割や 3 人以上の子どもがいる世帯の国民健康保険税の減免などを、本市が独自で行うことは考えておりません。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

2 回目の質問を行います。地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを、国が禁止したり、廃止を「強制」したりすることはできません。憲法第 92 条は地方自治を、そして第 94 条は条例制定権について地方自治体の権限を記しています。ですから県が定める「標準保険料率」も建前上は「参考値」とせざるを得ず、国会での厚生労働省も「自治体の判断」と答弁せざるを得ませんでした。

このようなことから、市町村が自らの判断により、自治体独自の保険料減免を、維持・拡充することは可能です。

国民健康保険法第 77 条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など「特別な事情がある場合には、市町村が条例を定めて国保税を減免できることを規定しています。何を「特別な事情」と見なすかについて、政令・省令の定めはなく、自治体首長に裁量が委ねられています。条例減免による子どもの均等割減免は、「子どもがいること」を特別な事情と扱うことで、実施が可能です。

条例減免をおこなうための自治体の公費投入は、政府・厚労省の区分では「決算補てん等目的以外の法定外繰入」と扱われます。「国保運営方針」でいう「削減・解消すべき赤字」とは見なされず、「保険者努力支援制度」の減点の理由にもなりません。

コロナ危機と物価高騰で苦境にあえぐ市民が急増する中で、条例減免の仕組みを活用して、子どもの均等割の独自減免、子育て世帯の減免を行っていくことが必要だと考えますがいかがでしょうか、再度お尋ねします。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市民生活部長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

国民健康保険法第77条による減免についてであります。現在、本市におきましては、災害や倒産、失業、疾病等により保険税の納付が著しく困難な場合を「特別な事情がある場合」としておりますので、「子どもがいること」を「特別な事情がある場合」とみなし、国民健康保険税を減免することは考えておりません。

また、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市独自の減免制度を設けることは、国民健康保険制度の広域化の主旨にそぐわないものと考えております。

同様に、この問題は、本市のみの課題ではなく、国民健康保険の制度的な課題と認識しているため、国に対し、引き続き要望してまいります。

また、子育て世帯への経済的負担軽減対策といたしましては、国民健康保険加入世帯に限らず、全ての子育て世帯を対象とした18歳までの医療費無償化や小中学生への給食費無償化等を実施しております。加えて、児童手当制度の支給対象外である16歳から18歳までの高校生等に対し、国に先駆けて特別支援金を支給する予定であります。

今後も様々な方法で子育て世帯への経済的支援を実施してまいりますので、条例による減免の仕組みを活用した子育て世帯への国民健康保険税の減免を本市独自で行うことは、現時点では考えておりません。

以上、答弁いたします。

第2 標題「地域交通政策について」

1 回目の質問

第2 標題として「地域交通政策について」質問します。

質問の第一は「歩いて楽しい公共交通を中心としたまちづくり」についてです。この点に関しては、第6次総合計画では「交通弱者にも配慮し、誰にも優しく快適性に

富んだ公共空間をめざすとともに、狭あい道路については、地域住民の協力を得る中で整備に努めます。」と記述されています。以前にも私は市の道路行政についてお聞きしたところですが、まず歩行者にとって安全かつ歩きやすい道路整備について、お聞きします。

「歩道の段差が多くて歩きにくい、段差につまづいて、けがをする心配もある」という声があります。道路全体の整備は進んでいても、それは車での移動を中心とした部分であって、歩行者が歩く部分については変わっていないように見受けられますが、どのようにとりくんでおられますか。次に同じ質問の中で道路を利用する歩行者の安全について聞きました。それから何年かが過ぎていますが、実際にいくつかの通学路を含む道路では、車道と歩行者が歩く部分の区別が判然としない状況は変わっていないのではないのでしょうか。このような実態についてはどのように考えていますか。その時の答弁は歩行者の歩く部分を確保すれば、さらに道路が狭あいになるのではというような答えでした。しかし、「道路の拡幅を待つ」という考え方ではこの問題の解決は進みません。「市民の協力を得る中で」と書かれている、この市民をドライバーの協力を得る中でと考えると、歩行者が歩く部分をしっかり取れば、道路はさらに狭くなるかもしれませんが、歩行者優先として構造上からも低速でしか走れない道路を指定し、歩道がしっかり整備されている道路と制限速度を区別することで歩行者の安全を確保することをめざして、あらためて、市の道路整備計画を総合的に考えていくべきではないかと考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。

2点目は道路整備における自転者の利用を見据えた道路整備計画についてお聞きします。

市の道路整備に自転車の通行を考慮してとりくむことですが、以前は坂道の多いわが市では、自転車を利用するというのは、ある程度の体力を必要としていましたが、電動アシスト自転車の普及に伴い、高齢者も含めた、多くの市民が自転車を移動手段として利用できるようになりました。また現在では観光客の自転車利用も多くなっています。ところが、それに比べて安全に自転車が走れるような道路環境整備は進んでいません。

地球環境に配慮した市内の移動手段としても、今後自転車を大いに利用していただくことも見据えて、電動アシスト自転車購入に対する支援も行いながら自転車が安全

に走れるように、また自転車が優先的に走れるような道路をつくるといった道路整備計画が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

質問の第二は、以上のことを総合した、交通基本条例づくりについておたずねします。交通基本条例は通学路の安全、歩道や自転車道の整備、公共交通を利用できない人たちの交通確保など、切実な地域の課題に応える内容になるものです。

条例を制定する意義は、交通まちづくりの理念や基本方針が明確になり、地域住民、行政、交通事業者、関係者などが共通の目標を共有し、住民、行政、関係者などの責務を明確にして、情報公開を徹底した住民参加と協同によるまちづくりのルールができ、歩いて楽しい交通まちづくりができることです。交通権を確保し、住民の参加と自治、情報の公開の徹底、それぞれの責務を明確にした交通基本条例の制定が必要だと考えますが市長の考えはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

地域交通政策についての御質問にお答えいたします。

まず、歩行者にとって安全でかつ歩きやすい道路整備についてであります。平成31年3月定例会における秋山議員の一般質問において答弁申し上げましたとおり、車道の幅員が確保できている路線につきましては、白線を引き、車道との区別を明確にし、また、学校周辺の通学路におきましては、路側帯にカラー舗装を施したグリーンベルトとするなど、より一層の安全が確保できるよう対応しております。また、新たに歩道を設置する道路につきましては、当然のことながら段差の解消を図る設計としております。さらに通学路周辺などにおきましては、車両への注意喚起と速度の抑制を促すため、視覚的にわかりやすいポストコーンを設置するなど、歩行者の安全対策に順次取り組んでおります。

次に、2点目の道路整備における自転車の利用を見据えた道路整備計画についてであります。市内におきましても日常生活や観光の際の移動手段として、自転車の利用が増えていることは認識しております。このことから、今後の本市における道路計画におきましても、国や県などが示す自転車に関する道路整備方針等を反映してまいりたいと考えております。

次に、3点目の交通基本条例の制定についてであります。「交通」に関わる条例の制定においては、地域住民や行政、公共交通事業者、交通の利用者等、それぞれが抱える事情により、具体的な施策を展開するに当たっての合意形成が非常に困難となることなど、その実効性に課題があると有識者による研究においても指摘されているところであります。

このため、現時点においては交通基本条例の制定は行わず、地域住民や交通利用者の安全確保を前提とした交通や公共空間の在り方について調査研究と実践を続け、より安全で快適な交通や移動の確保に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。まず、交通政策を考える際には、交通は日常生活を支えるだけでなく、移動を可能にすることで、文化的要求や食事、外出でのおしゃべりなど、暮らしを豊かにします。移動の自由の保障という考えは極めて公共的なものですので、まちづくりの基本の1つとなると考えます。その「交通」といった視点からの街づくりについては、市長も述べられているように、それぞれの立場からの意見、考えがあり合意形成が困難だということです。困難ですから、その合意に向けては、しっかりとした政策をもってとりこんでいくことが必要ではないでしょうか。

先日、茨城県の境町を視察させていただき、自動運転バスの運行についての話を聞きました。そこで印象に残ったのは、非常に低速で走るバスが町内の道路を走ることに對して、「初めはドライバーから不満の声も聞かれた、しかし時とともに理解が広がり、今ではバスの速度にドライバーが合わせている」との説明でした。やはり、理解をしてもらい、合意形成を図るということは時間がかかります。

このような点も踏まえて、市の交通政策として、市民の移動の自由を保障するという観点から、公共交通の整備と併せて、いつまでに達成するかという目標も持ちながら、市道、歩道の整備計画、自転車利用を促進する整備計画を示して、合意形成にとりこんでいくことが必要だと考えますがいかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

地域交通政策につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、地域住民や行政、公共交通事業者、交通の利用者等それぞれが、様々な事情や課題を抱えており、合意形成が非常に困難であります。

なお、現在、本市の道路行政は、道路整備計画や都市計画マスタープランに基づき、市のネットワークを構築する路線の整備を行っております。また、生活道路におきましても歩道の段差解消や道路構造の改善により、歩行者の安全確保はもとより、ユニバーサルデザインに配慮した整備を実施しております。

今後におきましても、安全な歩道の整備や自転車の利用を促進できる環境の整備など、国や県などが示す道路整備方針等を踏まえ、本市の実情に沿った道路整備を実施してまいります。

以上、答弁いたします。

第3 標題「市長所信について」

1 回目の質問

第3 標題として、市長所信について質問します。

今回の市長所信では3歳以上の児童について主食費と副食費を無償化すると述べられています。コロナ感染と物価高が子どもや保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。2021年に内閣府がおこなった「子どもの貧困調査の分析結果」では、一年間に必要な食料が買えなかった経験は全体で11.3%、ひとり親世帯は30.3%、母子世帯では32.1%になっています。

子どもたちをとりまくこのような実態があるところですから、これが実施されれば3歳児以上については保育料、主食費、副食費ともに無料となり保護者の負担は大いに軽減されますので、歓迎するところです。一日も早い実施を求めます。

一方3歳未満の子供を育てている家庭についてですが、保育園や幼稚園等を利用していない家庭への支援についてはふれられていましたが、保育園等を利用している家庭への負担軽減については何も述べられていません。この主食費と副食費を無償化するとの結論を出していく過程の中で、0歳から5歳までの全体をみて総合的に支援策を考えるとというのはされなかったのでしょうか。3歳未満の子どもについての、主食

費、副食費の無償化についても同時に行っていくべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に市長所信の中では高齢者の生活支援に関しては、「移動に関する総合的な支援の拡充」とのべられています。すべての市民にとって物価高騰などによって生活の苦しさは増していますが、とりわけ生活を支える主な収入を年金に頼るといふ、収入に大幅な増額が見込まれない高齢者の生活は、これまでも逼迫していましたが、今後も続く電気代をはじめとする諸物価の高騰を考えれば、さらに困窮していくことは想定されます。私たちがとりくんだ市民アンケートでも、電気、ガス代、灯油代などへの補助、公共料金の引き下げなど行政からの支援を求める声が多くありました。その上政府は昨年10月に所得による違いはありますが、75歳以上の方の医療費の窓口自己負担分を1割から2割負担として値上げに踏み切り、さらにその対象範囲を拡げようとしています。高齢者の生活は食料、エネルギー、医療、介護、交通移動と大きく負担の増加を迫られ、節約など個人の努力では限界に達しています。

今回の市長所信では交通移動に関してふれられましたが、この緊急事態のような状況に際して、地方自治体として高齢者の生活を支援していく総合的な施策を考えていくべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

以上の点についてお聞きして1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

市長所信についての御質問にお答えいたします。

3歳児以上の主食費と副食費の無償化につきましては、次代の社会を担う子どもの成長を市全体で応援し、子育てをしている保護者の皆様の経済的負担を軽減するため、本市独自の施策として私の所信に掲げました。

0歳から5歳までの全体を見た総合的な支援策についてであります。現在、市内の3歳児以上の子どもの約98パーセントが保育園等に就園している状況であります。小中学校においては、既に県内各市に先駆けて給食費の無償化を実施している状況のなか、保護者の皆様に対して、公平に経済的負担の軽減を図るという観点から、更に年齢を引き下げ、3歳児以上の主食費と副食費の無償化に取り組むものであります。

一方、3歳未満で保育園等に就園している子どもは、市内では約47パーセントという状況であり、第2子以降の子どもに対する主食費、副食費等を含む保育料について

は、子育てに対する支援策として、国による軽減措置等、県及び市による無償化が実施されており、市においても相応の負担をしております。

このようなことから、まずは、3歳児以上の子どもを対象として、その保護者の皆様への子育てにかかる経済的負担の軽減に向けた支援を実施してまいります。

次に、高齢者の生活を支援していく総合的な施策についてであります。エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対しまして、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、一世帯当たり3万円の給付金を支給することとしております。この支給事業の対象世帯においては、65歳以上の高齢者世帯が約7割を占めております。このように、生活支援が必要な高齢者世帯へは、給付を実施することから、改めて市として総合的な施策を検討することは、現時点では考えておりません。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。答弁にありました地方創生臨時交付金の「重点交付金」については「低所得世帯支援枠」ともう一つ、住民や事業者を幅広く支援する「推奨事業メニュー」があります。その趣旨について政府は「重点交付金は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取り組みに、より重点的・効果的に活用されるよう、臨時交付金の中に創設されたものです。」と説明しています。さらに、具体的な事業の例として「エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」などがあげられています。

自治体から政府への実施計画の提出はすでに締め切られたところですが、第2回の提出は10月2日となっておりますので、今後、高齢者への支援について検討していくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

現在、生活困窮に関する相談窓口の件数は、高齢者以外の年代の方からの相談が多数を占めている状況であります。

また、先ほど答弁申し上げましたとおり、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、経済的支援が必要な世帯に対しましては、生活支援が必要な高齢者も含め、3万円の給付金を支給する予定であります。

これらのことから、高齢者の経済的支援につきましては、地方創生臨時交付金を活用した、高齢者に特化した新たな経済的支援ではなく、本市独自の経済的支援として、70歳以上の高齢者を対象としたタウンスニーカーの運賃の無料化や75歳以上で運転免許証をお持ちでない高齢者に対するタクシー初乗り料金の助成などの支援を拡充してまいります。

以上、答弁いたします。

「締め言葉」

今回、4月の選挙で市民の皆さんにお約束した、子どもの国保税均等割を軽減することなどの子育て支援、歩行者にとって安全でやさしい道路整備、高齢者の生活支援の3つの角度から市長の考えをお聞きしました。これらのことについて、引き続きとりくんでいくことを申し上げまして、質問を終わります。